

---

## 教導職制度と臨済宗各派の動向

---

藤田和敏

### はじめに

- ・拙著『近代化する金閣 日本仏教教団史講義』（法蔵館、2018年）における成果＝安土桃山時代から昭和期に至るまでの相国寺の歴史を解明。従来十分に研究されてこなかった明治以降の宗派史について歴史像を提示した。
- ・今回は妙心寺派を中心に臨済宗の近代史を考察する。江戸時代以来、臨済宗各本山は密接な関係性をもって運営されていたのであり、相国寺派の歴史は臨済宗全体の中で位置づけられなければならない。
- ・今回の講演では、明治期に刊行されていた宗教新聞・雑誌を材料に分析を行う。宗教新聞・雑誌は様々な形態のものが出版された。現在の『中外日報』に繋がる新聞や、宗報にあたる雑誌などが刊行されている。各本山の史料が公開されていない現状では貴重な情報源となる。
- ・利用する宗教新聞・雑誌：『明教新誌』・『禅宗』・『正法輪』
- ・『明教新誌』：明治7年（1874）から同34年まで続いた宗教新聞。特定の宗派に偏らない編集方針。法令・各宗の通達・論説・文芸などを掲載。
- ・『禅宗』：明治27年から昭和16年（1941）まで続いた宗教雑誌。黄檗宗の進藤瑞堂師を主筆として発刊され、各派本山に束縛されることもなく、広く禅宗全体に関係する論説や各派の動向に係わる記事が掲載された。編集方針は『明教新誌』に範を取っている。
- ・『正法輪』：明治25年から現在まで続く臨済宗妙心寺派の宗報。戦前の『正法輪』は、派内のみならず、臨済宗、さらには仏教界全体について言及した記事が見られた。『禅宗』と類似した編集方針になっている。

### 1. 明治初期の国家と宗教の関係【梅田1971、安丸・宮地1988、羽賀1994、小笠原2004、谷川2011】

#### 1) 幕末・維新期の政治の流れ

- ・慶応2年（1866）の幕府による第二次長州征討が失敗に終わり、幕府の権威は地に墜ちた。同3年10月14日に将軍慶喜は朝廷に大政奉還を奏上する。同日に岩倉具視から薩摩藩・長州藩に倒幕の密勅が渡され、12月9日には新政府樹立宣言である王政復古の大号令が明治天皇から発せられることになった。

#### 2) 神道国教化政策の展開

- ・王政復古の大号令から3ヵ月後の慶応4年（1868）3月13日、新政府に神祇関係の最高官庁である神祇官が再興される。翌日には明治政府の基本方針である五ヵ条の御誓文（「広く会議を興し万機公論に決すべし」など）が宣布、明治天皇が神前で公卿・諸大名を率いて天地神明に誓約するという天皇親祭の形を示した。
- ・神祇官再興法令の趣旨＝「このたび王政復古、神武創業の始めに基づきなされ、諸事御一新・祭政一致の御制度に御回復遊ばされ候については、まず第一神祇官御再興・御造立の上、追々諸祭奠も興させらるべき（中略）普く天下の諸神社・神主・禰宜・祝・神部に至るまで向後右神祇官附属に仰せ渡され候（後略）」

⇒万世一系の皇統を引き継ぐ天皇が政治と宗教を一元的に掌握する国家体制を構築する。この場合の宗教とは神祇（神道）。神祇官によって補佐される天皇の祭祀と、全国の神社祭祀を結びつける神道国教化政策が開始される。

- ・3月17日、全国の神社に対して別当・社僧の復飾（還俗）を命じたことから神仏分離政策が始まる。神仏習合形態の祭祀から仏教を除去して神道に純化させる。皇室における仏教祭祀も廃止された。
- ・しかし、復古神道家によって占められた神祇官による宗教政策は観念的であり、大教宣布（万世一系の天皇による国家支配とそれを支える忠孝の論理）のために設置された宣教使による教化活動は効果を上げることができなかつた。明治4年8月に神祇官は神祇省に降格、同5年3月14日に神祇省は廃止され、教部省が設置された。

### 3) 教導職制度の開始

- ・教導職制度：明治5年4月25日に開始された神職と僧侶を大教宣布のための教導職に任じた制度。教導職は国民に布教を行うことを任務とした国家の官吏である。教導職制度が開始された経緯は以下の通り。端緒になったのは浦上キリシタン問題と神仏分離政策。
- ・浦上キリシタン問題：長崎県浦上村において潜伏していたキリシタンが、来日したキリスト教宣教師に自らの信仰を告白してキリスト教徒として公然と振る舞うようになったために、慶応3年（1867）に幕府がキリシタンを捕縛・投獄したことで発生した問題。キリスト教禁教を受け継いだ明治政府はキリシタンを各藩に配流し、改宗を迫った。
- ・宣教使はキリシタンの教諭に役割を果たすことが期待されたが、抵抗にあつて失敗した。キリシタンが配流された各藩においては僧侶が教諭を担当することになり、キリシタン禁教についての僧侶の役割が見直された。また、キリスト教への抵抗力を弱めるものとして廃仏毀釈を批判する政府官僚も存在した。
- ・キリスト教に対しての新政府の認識：明治4年12月太政官左院建議「共和政治の学を講じ、国体を蔑視し、新教を主張し、民心を煽動する類、間々或はこれ有り、抑<sup>そもそも</sup>我帝国権力、他の国体と比較してこれを議するを得ず」、キリスト教の布教は「共和政治」（民主主義）の展開と連動するものであり、日本の国体（天皇中心の国家体制）を危うくする。
- ・仏教側は、西本願寺の島地黙雷らを中心に、新政府に働きかけて宣教使に対抗する教化体制を樹立しようとした。明治4年9月、島地は新政府に請願書を提出する。その題目＝「宣教の官に換るに総じて教義を督するの官を以てし、僧侶を督正して布教の任に充て、以て外教を防がしめ玉はんことを請う建言」。その結果、仏教側の働きかけに応じたかたちでキリスト教対策としての教部省設置が実施され、神職とともに僧侶が教導職に任じられることになったのである。

### 4) 教導職制度の変質

- ・明治5年4月28日、教導職による教化の原則である三条教則が布達される。「第一条 敬神愛国の旨を体すべき事 第二条 天理人道を明かにすべき事 第三条 皇上を奉戴し朝旨を遵守せしむべき事」。教導職は三条教則に基づいた国民教化を実施することになった。
- ・神仏教導職を管理するために、各宗派に教導職管長制が導入された。大教宣布を効率化するために、仏教宗派は天台宗・真言宗・禪宗・浄土宗・浄土真宗・日蓮宗・時宗の7宗派に強制的に統合された。
- ・教導職制度は、明治5年11月24日に神仏合同の教導職研修機関として発足した大教院が、明治6年以降に神道色を強めたことによって変質していく。
- ・大教院の開設は、三条教則に基づく教化活動の研究と教導職育成を行うために仏教各宗派が建議したことがきっかけであった。しかし、仏教主導で大教院が設立されることに神道側が危機感を抱き、巻き返しの動きを見せて神仏合同機関となった。大教院が置かれた増上寺に旧神祇官の神殿である八神殿が移築された際には、僧侶が神職の装束を着て落成式に参加するという異様な事態となった。
- ・教導職は、1級の大教正から14級の権訓導まで14等級に分かれていた。大教院開設以前は各宗派の教導職管長に教導職任命の権限があつたが、開設以後は大教院において神職・僧侶に一律の試験を受けさせるなど、大教院へ権限が移動した。さらに明治7年7月15日には「教導職試補（教導職7級以下のこと）以上に非<sup>あらざ</sup>

る者は寺院住職たるを得ず」との教部省達書が出されたことにより、寺院住職の資格が教導職制度に取り込まれ、宗派本山の権限が制約された。

#### 5) 島地黙雷の大教院分離運動

- ・このような政府の宗教政策に危機感を感じた西本願寺の島地黙雷は、明治5年12月に「三条教則批判建白書」を政府に提出し、信教自由・政教分離を求める運動を開始する。島地は、岩倉使節団に留学生として同行し、ヨーロッパにおける国家と宗教との関係を学んでいた。
- ・「政教の異なる、固より混淆すべからず、政は人事なり、形を制するのみ、而して邦域を局れるなり、教は神為なり、心を制す、而万国に通ずるなり」、「教章三条第一に曰く、敬神愛国云々、所謂敬神とは教なり、愛国とは政なり、豈政教を混淆するに非ずや」＝政教分離を強調。
- ・「第三章 尊王遵朝云々、臣謹て案ずるに、尊王は国体なり、教に非るなり（中略）それ至尊至重は国体の定るところ、誰か奉戴拝趨せざらん」＝島地の信教自由説は国体尊重が前提であった。
- ・島地に率いられた浄土真宗は、大教院からの分離を目指して運動を始める。その結果、明治8年5月に神仏合同の大教院、同10年1月に教部省が廃止され、事務は内務省に移管されるが、教導職制度は存続した。

## 2. 大教院廃止後の臨濟宗

### 1) 明治5年～同8年までの臨濟宗の動き

- ・明治5年の宗派統合により、臨濟宗は曹洞宗・黄檗宗とともに「禅宗」という一つの宗派にまとめられ、教導職管長には相国寺住職荻野独園が就任する。しかし、「禅宗」の枠組みは早々に破綻し、同7年に臨濟宗が独立した。
- ・明治8年5月に神仏合同の大教院は廃止され、三条教則を遵奉することと前提に、各宗派が独自の大教院を設置することになった。臨濟宗は、十本山が連合して臨濟宗大教院を設置した。
- ・同年11月27日に教部省は「信教自由の口達」を発令する。「(前略) それ教導職は各自の教義を以て教導する者にて、その管長はその部内の教義を掌握し、布教上の責任を担当するものとす、(中略) その教法家は信教の自由を得て行政上の保護を受くる以上は、能く朝旨の所在を認め、常に政治の妨害とならざるに注意するのみならず、務めてこの人民を善誘し、治化を翼賛するに至るべき(後略)」。管長が宗派内の教義を掌握して教導職による布教に責任を持つ。この「信教の自由」による布教は、政府による人民支配に裨益することが条件であった。

### 2) 明治8年5月「臨濟宗大教院規約」全10カ条(『明』139・140)

- ・第1条：「今般一宗大教院設立に付、従前宗務局を院中に移し、教義宗務は勿論、伺届等総て管理する事。元々存在していた宗務局を大教院内に移して宗内行政を行う。
- ・第4条：「三条教憲を以て布教は勿論、明治七年確定公試場課程部内講究書目により、順序を以て検査を遂ぐべき事」、三条教則による布教は前提であり、明治7年9月20日に制定された教導職試場課程による試験を行う。
- ・第6条：「従前不立文字を口実とし、宗教の何物たるを弁えず、委々随々地にして遊惰放逸の輩間々これあり、自今一宗限り布教に付、一層奮口して、上求菩提下化衆生の本志を失すべからざる事」、臨濟宗としての教化活動を展開することになった。
- ・明治9年2月1日には、臨濟宗大教院が東京下谷茅町から湯島(麟祥院境内か)に移転、開院式が行われ、円覚寺住職今北洪川が臨濟録を提唱(『明』201・234)。大教院には学校が併設された。「湯島の臨濟宗大教院の学校は、去年の七月開校已来、教師の今北教正は勿論、助教の前田中講義、学監の松山少講義、霄訓導等が頻りに勉強して百人余りの生徒を引き立てらるる様子なりし」(『明』349)。

### 3) 明治9年9月11日に臨濟宗は9派に分裂する(天龍寺派・相国寺派・建仁寺派・南禅寺派・妙心寺派・建長

寺派・円覚寺派・東福寺派・大徳寺派)。明治14年段階での各派勢力(表1)

- ・臨済宗大教院は9派連合管理で継続する。同年9月13日に「大教院事務章程條款」全7条(『明』359)改正が教部省に認可される。
  - ・第1条「教徒取締向の都合に依り、各派各自に管長を置き、その末派並所轄の者限り教導職試補申し付け候節は、その人名月末取り束ね、<sup>れんか</sup>輦下当直管長より御省へ御届け仕りたく候事」、各派管長が教導職試補の任命した際には、その人名を当番管長が教部省に届け出る。
  - ・第2条「輦下当直九派管長の儀は、九山の内一ヶ年輪次更番を以て相勤め、本省御用を達し、全国一宗上の事務を担当すべき事」、9派の管長が1年ごとの輪番で当番管長を務め、臨済宗としての事務を担当。
  - ・第3条「東西両京に教学校を置き、東国最寄末派の者は東京にて入校、西京最寄は西京にて入校、東西各々その便利を得させたき事」、東京・京都に教学校を設置する。明治10年5月1日には、東京大教院と京都府円福寺に臨済宗本覺が設立された(『明』462)。(明治11年8月に円福寺から金地院に移転(『明』700))
- 4) 明治12年9月1日、臨済宗大教院が廃止。その機能は各本山に移され、9派の大教院が成立(『明』880)
- ・建仁寺西来院に9本山事務局が置かれ、旧東京大教院は9本山事務出張所となった。教導職はこれまで通り9派管長の印章によって任免する(『明』867)。
  - ・明治12年9月2日、9本山合議所より「西部各府県宗内教義取締中」に達書。「<sup>しやかい</sup>這回大会議を開き、宗義を討論し、別紙議目に準し、僧校共立可否の義は衆議多分に取り、将来の校規を確定せんと欲す」。西日本の各府県教義取締を京都に召集して大会議を実施する。議目は3点。①専門布教の議、②総校共立の事、③賦課金方法の議(『明』863)。達書の文面から最大の議題は9派共立の宗門校設立であることは明らか。
  - ・同年10月3日～9日、臨済宗西部大会議が建仁寺大方丈で開催。議員は50名。傍聴は400余名。決議表が作成される(『明』900・901)。
    - ①専門布教の議：9派管長総代が地方の便宜に従って巡教する。現在の檀徒を結社して教会を組織。
    - ②共立総覺の事：東西二校の共立総覺を設置する。総覺に「一大教師」を屈請する。
    - ③賦課金方法の議：寺院ごとに年に金1円を課して宗費に充てる。9本山事務所費、共立総覺費など。
  - ・明治13年5月3日、臨済宗東部大会議開催。西部大会議と同様の議論を行う(『明』903・982)。
  - ・臨済宗総覺は廃止され、新たに東西の共立總覺(東部大教院・西部大衆寮)が設立された(『明』1038・1046)。

### 3. 臨済宗各派の動き

#### 1) 永源寺派の独立

- ・明治5年9月18日太政官布告「別派独立本山及び無本寺等、それぞれ相当望みの宗内総本山へ所轄仰せ付けられ候」。大教宣布を効率よく進めるために、各宗内で独立している地方の本山や無本寺寺院を京都などに所在する本山に所轄させる命令が出された。その結果、臨済宗内では永源寺が東福寺、方広寺・向嶽寺が南禅寺、仏通寺が天龍寺、国泰寺が相国寺の所轄となった。
- ・明治13年6月19日、永源寺派の管長設置を内務省が認める。管長には永源寺住職伊藤琢州が就任(『明』1001)。10月2・3日に永源寺派大教院開庭式、4・5日に派内大会議(『明』1039・1065)。同14年7月1日に教覺設置、大教師に南雲養堂(『明』1172)。

#### 2) 建長寺派大会議

- ・明治14年3月建長寺派管長達書。「本末協同の会議」を開き、以下の3項目について議論する。①本派布教拡張の事、②本山及び塔頭維持の事、③専門道場及び教興校立の事(『明』1130)。同年5月に大会議実施。33名が参加。以下の決議書が作成される(『明』1154・1155)。
  - ①本派布教拡張の事(全12件)＝地方を6組に分けて管長が派出する。末寺の檀徒を本派の十万人講社に編入する。大教院寺務と本山事務を分離し、末寺1カ寺より60銭を課出させて宗費に充てる。

②本山及び塔頭維持の事（全11件）＝本山正副住職は本末一同の投票で決定する。本山に会計課を置く。

無住の塔頭は5年以内に必ず維持の方法を立てる。

③専門道場及び教興校立の事（全5件）＝僧堂詰当直幹事を設置。各地に教校を設置する。

### 3) 南禅寺派瑞竜学林設置（『明』1414～1416・1418～1419・1422）

- ・明治15年7月瑞竜学林設立に関する末寺住職からの建白書「今や学林設置の建言する所以は、到底本山の大紀綱を整頓せんと欲するの赤心なり、古に曰く、先づ馬骨<sup>しか</sup>を買て而る後俊足を得」
- ・「瑞竜学林規程」全25条：第9条「学課表に準し、学徒を三等に分ち、毎等に級を分ち、月末に小試験を行い、春秋雨季大試験をなし、管長執事諸役臨場の事」、第12条「入学三年以上は、その人の品行を撰み、本山桐桃寮（維那寮なり）へ輪観せしむべし、この職たる山門の紀綱を主任する者なれば、就中厳密を要す」⇒学林の設置は規則制定を主たる目的とするものであった。
- ・明治15年10月の瑞龍学林達書では、11月15日に雪安居入制式を行い、「正講」として仏祖三経・江湖風月集、「傍解」として十八史略・古文孝経を開講するとしている。

### 4) 妙心寺派大衆寮設置（『明』1508・1536・1641・1687）

- ・明治16年5月15日に開筵式。13間に5間の衆寮を新築。新掛搭の学侶は43名。齋長は宇和島大隆寺住職鷲嶺韜谷。講義内容は円覚経・註維摩経の提唱。金剛略疏・四教儀集註・教観綱宗などの講演。論語と文章軌範の講演。

## おわりに

- 1) 神仏合同の教導職機関であった大教院は明治8年に廃止され、臨済宗は独自の大教院を発足させた。明治9年の9派分立、同12年の臨済宗大教院廃止によって大教院の機能は各派単位で分割されるが、臨済宗西部・東部大会議によって臨済宗全体の宗務方針が定められた。当該期においては各宗派で後の宗議会にあたる会議が実施されており（明治12年11月真言宗大会議、同13年6月天台宗大会議など）、この動きは監督官庁である内務省の指導によるものと考えられる。当該期においては、内務省は次回に論じる寺院「共有物」論に基づく行政指導を各宗派に行っていたのである。
- 2) 臨済宗各派は、近代的な宗門校の前身となる学林を設置している。指導内容は老師の提唱が主であり、江戸時代における僧堂での雲水教育の延長線上でしかないが、明治以降の宗門教育が江戸時代と決定的に相違していた点は、学科を編成して進級試験を実施したところにある。教導職制度が始まり、大教院において教導職の水準を保つために試行錯誤のうえに試験制度が定められたことは、その後の各宗派運営に大きな影響を及ぼしたのである。

【参考文献】梅田義彦『改訂増補日本宗教制度史 近代篇』（東宣出版、1971年）／安丸良夫・宮地正人『日本近代思想大系 五 宗教と国家』（岩波書店、1988年）／羽賀祥二『明治維新と宗教』（筑摩書房、1994年）／小笠原正道『大教院の研究』（慶応大学出版会、2004年）／谷川穰「明治維新と仏教」（末木文美士編『新アジア仏教史 14 近代国家と仏教』佼成出版社、2011年）

※引用史料は以下の処理を行った。①適宜句読点を付した、②旧字体を新字体に改めた、③カタカナをひらがなに改めた、④一部の漢字をひらがなに改めた、⑤原文のルビは省略した、⑥難読の漢字には新たにルビを振った。⑦歴史的かな遣いを現代かな遣いに直した、⑧漢字の送りがなを補った、⑨漢文の部分は読み下した。

表1 明治14年1月段階の臨濟宗（『明』1099）

No.	宗派名	寺院数	教導職・ 同試補数	住職数	前住職・ 徒弟数
1	天龍寺派	168	193	132	61
2	相国寺派	162	143	105	38
3	建仁寺派	76	80	57	23
4	妙心寺派	3671	3762	2691	1071
5	大徳寺派	216	221	166	55
6	円覚寺派	215	202	149	53
7	南禅寺派	735	690	551	139
8	建長寺派	497	427	335	92
9	東福寺派	322	311	248	63
10	永源寺派	180	124	103	21
	総計	6242	6153	4537	1616